

アセットオーナー・プリンシプルの受け入れについて

当基金は、加入者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任を果たしていくうえで有用と考えられる共通の原則であるアセットオーナー・プリンシプルの趣旨に賛同し、本プリンシプルにおけるすべての原則を受け入れます。

原則 1

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、加入事業所の掛金負担の安定を図りつつ、加入員と受給権者等の受給権を保全し、給付等の福利を増大することを目的として運用しています。

目的の実現のため、運用目標やリスクについての考え方、投資資産、資産構成割合等を「年金資産運用の基本方針」として代議員会において定め、これに則って運用しています。

また「年金資産運用の基本方針」の妥当性は、学識経験を有する者が参加する年金資産管理運用委員会において定期的に検証し、必要と判断した場合、代議員会決議に基づき見直しています。

原則 2

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金では、年金資産の管理および運用に関する事項を審議する理事長の諮問機関として、年金資産管理運用委員会を設置しています。

年金資産管理運用委員会は、委員の一部を学識経験を有する者に委嘱して専門的知見にもとづき運営しているほか、コンサルティング会社の参加により知見の補充・充実を図っています。

基金の管理運用業務の執行は代議員会が監督しており、選定代議員と互選代議員による監事の監査を受けています。

原則 3

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、投資対象資産の選定基準を「年金資産運用の基本方針」に定め、資産全体のリスクと期待収益率の関係が効率的となるよう適切な分散投資に努めています。

またスタイル分散、集中投資制限や、効率化を阻害する無駄な分散の排除についても「年金資産運用の基本方針」に定め、リスク管理に努めています。

運用受託機関は、「年金資産運用の基本方針」に定めた選定基準に則って委託先を選定し、委託後も、その委託額や継続採用の妥当性について、年金資産管理運用委員会において定期的に評価しています。

原則 4

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金では「年金資産運用の基本方針」に公開原則を掲げており、利害関係を有する関係者に、資産時価・収益状況等の運用内容を報告しています。

運用内容は、基金ホームページや基金だより等を通じて、分かりやすく報告するよう努めています。

原則 5

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、日本版スチュワードシップ・コード受け入れ状況を運用委託先の選任基準の一つとしています。

株式運用委託先については、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すよう、スチュワードシップ活動の報告を求めています。

また企業年金連合会による「企業年金スチュワードシップ推進協議会」の正会員として、運用委託先のスチュワードシップ活動に対する協働モニタリングを行っています。